

# 横須賀市 障害とくらしの支援協議会 運営ガイドライン

## 1. 自立支援協議会とは

自立支援協議会は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第八十九条の三に位置付けられています。つまり、自立支援協議会は、障害者総合支援法の理念を果たすための手段のひとつとして位置づけられています。

### 「障害者総合支援法」第八十九条の三

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、**関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。**

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

また、障害者総合支援法の理念を果たすために、市町村は「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」といいます。）」を定めています。市町村障害福祉計画を定めるにあたっては、自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないとされています。

### 「障害者総合支援法」第八十八条

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

## 2. 「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」とは

横須賀市では自立支援協議会を「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」という名称で開催しています。名称については、柔らかい表現とするため、ひらがなを使い、障害と地域での生活が連想しやすく、法改正による影響のないシンプルな表現として、「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」としました。（以下、協議会といいます。）

協議会の設置から時が経った今、改めて目的や機能について整理をしたいと思います。

### （１）基本理念

#### 障害者総合支援法 第一条の二

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、**障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現**するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

### （２）目的

横須賀市にお住いのだれもが夢と希望をもつことのできるくらしを実現するために、様々な立場の人々が集まり、考え、実践していく場とします。特に障害のある人、その家族、その人たちを支援する支援者、そして地域社会の視点から横須賀市でのくらしの夢と希望を実現していくことを目指します。

### （３）会議体としての独自性

障害者総合支援法に基づき、市の要綱により設置されている協議会は、障害者等への支援体制の整備に関する中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、横須賀市の課題について共有し、自らの課題として受け止め、解決に向かうために多様な支援を一体的かつ継続的に行うことが求められます。

実際にくらしにくいと感じている障害のある方を思い浮かべながら、施策立案を含め、様々な手段で支援体制について横須賀市（行政）と民間関係者が協働しながら課題解決に臨みます。

また、協議会の大きな役割の一つとして、「横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画を含む）」の策定にあたっては、単に「数値目標」の評価ではなく、計画の啓発活動・提供体制の確保・進捗状況のモニタリング等、地域に根差した計画策定に寄与していきます。

### 3. 「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」の行動指針

#### （１）はじめりは必ず個別支援から

くらしにくさの中には、ミクロなものからマクロなものまで様々な課題が含まれており、協議会の理念・目的である「横須賀市でのくらしの夢と希望の実現」のためには、皆さんが日々行っている「個別支援」と並行し、利用しやすい社会資源開発やネットワーク構築等の「地域づくり」を行う必要があります（コミュニティソーシャルワーク）。

「地域づくり」にあたっては、「誰の・何のためにそれをするのか」という目的や課題意識が関係者間でブレることなく共有される必要があります。「～な事例があったから、〇〇〇が“地域課題”だ」というように、個別支援の事例が”地域課題“のエビデンスになります。これにより、課題解決の取り組みの中で方向性に迷いが生じた時も、個別事例に立ち返ることで、本来の目的に沿って軌道修正することができます。

#### （２）できることからみんなで取り組む

「地域づくり」にあたっては、課題抽出だけでなく、「障害のある人を支える横須賀市をつくるために、社会資源等（支援に活用される制度・連携・情報・集団）へどのようにアプローチすればよいか」という視点で、現状の改善を目指していきます。その際、「個別支援」と「地域づくり」が別々になることがないように、障害のある人を主体とした「地域づくり」であることに留意します。

中には、解決に多大な時間や労力が必要な課題もあると思います。すぐに解決できなくても、スモールステップで取り組むことで、気がつかないうちに前進していることがあるはずです。

行政、民間事業者、当事者等の関係者が、地域課題の解決に向けてそれぞれができる役割を担い、協働しながら取り組みを進めるとともに、協議会のネットワークを活用し、それぞれが日々の支援の協力者を増やします。

図表：行動指針を意識した運営プロセスのイメージ

- 
- ④課題解決のための取り組み（協働）
  - ③進捗管理と関係機関等への橋渡し（焦点を定める）
  - ②地域課題アセスメント（課題の分析）
  - ①情報集約  
（個から地域へ普遍化）

#### 4. 協議会の構成と各組織に求められること

| 名称                  | 目的                         | 主な内容                                                                                                                                                                               | 構成員                                                                  |
|---------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 全体会                 | 関係機関等と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の共有、協議</li> <li>・委員間での情報共有</li> </ul>                                                                                                  | 当事者、福祉サービス事業者、支援団体連絡会、教育関係機関、療育関係機関、地域福祉関係者、就労関係機関、医療関係機関、警察、行政関係機関等 |
| 実務者運営会議             | 協議会の円滑な運営を図る               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題に対する活動方針の決定</li> <li>・組織設置及び調整</li> <li>・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握並びに必要な応じた提言</li> <li>・市の協議依頼事項に関する協議、報告及び提言</li> </ul> | 市内社会福祉法人、障害者相談サポートセンター等                                              |
| 調整会議                | 協議会の円滑な運営を図る               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務者運営会議で効率的な協議を行うために、協議の方向性や具体的な取り組み内容の見通しを立てる</li> <li>・実務者運営会議で決定した事項について、必要に応じて細部の検討及び決定</li> </ul>                                     | 実務者運営会議座長、情報集約を行う部会の部会長、事務局等                                         |
| 部会及びワーキンググループ（情報集約） | 地域課題の抽出                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ニーズの普遍化</li> </ul>                                                                                                                       | 関係機関等                                                                |
| 部会及びワーキンググループ（課題解決） | 地域課題の解決に向けた協議              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題に応じた取組</li> </ul>                                                                                                                        | 関係機関等                                                                |

### （１）全体会

地域課題の共有を行うとともに、関係機関等の連携を図る場とします。実務者運営会議等で協議された地域課題について協議を行うことはもちろん、関係機関等の取り組みや課題についても情報共有を行います。

### （２）実務者運営会議

協議会の円滑な運営のために、地域課題に対する協議会の活動方針を定め、組織の設置の判断を行います。設置した組織については、組織設置の目的に応じて調整を図ります。

横須賀市の策定する市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況の把握並びに必要な応じた助言を行い、地域に根差した計画策定に寄与していきます。

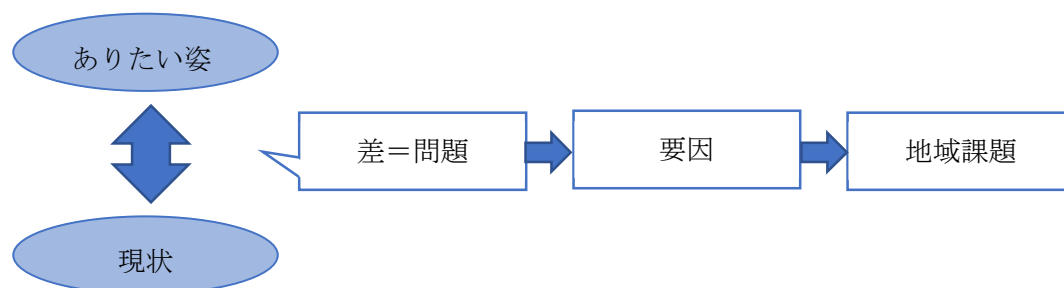
また、横須賀市の協議依頼事項に関する協議を行い、相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有を行います。

### （３）調整会議

協議会の円滑な運営のために、部会及びワーキンググループで抽出された地域課題を明確化（解決のためのアイデア出し）するとともに、市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画に記載の課題を統合し、取り組みの優先順位について協議します。協議会の活動方針と組織設置（案）について検討し、実務者運営会議に提案を行います。

必要に応じて、実務者運営会議で決定した事項の細部について検討・決定を行います。

図表：地域課題の明確化のイメージ



### （４）部会及びワーキンググループ（情報集約）

地域課題の抽出のために、個別ニーズを普遍化し、地域課題として捉えます。個別事例一つひとつが地域課題のエビデンスです。

※部会は３年間の委員任期で活動するのに対し、ワーキンググループは実務者運営会議が設定した限られた期間での活動となります。

### （５）部会及びワーキンググループ（課題解決）

地域課題の解決のために、実務者運営会議の活動方針に基づき、様々な関係機関等が協働をします。

※部会は３年間の委員任期で活動するのに対し、ワーキンググループは実務者運営会議が設定した限られた期間での活動となります。

## 5. 令和6年度の協議会体制

